

○符号分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備の技術的条件を定める件（平成十七年総務省告示第千二百九十九号）の一部を改正する告示案 新旧対照表  
（傍線部は改正部分）

改 正 案

現 行

一 (略)

二 符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局であつて、**七二八MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八九〇MHz以下**、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものの送信装置の技術的条件

一 (略)

二 符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局であつて、**八一五MHzを超え八九〇MHz以下**、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものの送信装置の技術的条件

1 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。ただし、符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

1 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。ただし、符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1) **七二八MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八九〇MHz以下**、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの無線局の送信装置

ア 基地局の送信装置

(1) **八一五MHzを超え八九〇MHz以下**、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの無線局の送信装置

ア 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満（一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下（一、九二〇MHzを超え一、九二五	離調周波数が一二・五MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（ <b>七七三MHzを超え八〇三MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下</b> 、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用

周波数	不要発射の強度の許容値
(同上)	(同上)
一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満（一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下（一、九二〇MHzを超え一、九二五	離調周波数が一二・五MHz以上の周波数帯において、任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（ <b>九四五MHzを超え九六〇MHz以下</b> 、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備にあつて

イ

<p>MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下を除く。）</p>	<p>用する無線局の無線設備にあつては、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下の周波数においては一、五二デシベル。いずれも、一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p>
<p>陸上移動局の送信装置</p>	<p>(略)</p>
<p>離調周波数</p>	<p>不要発射の強度の許容値</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>八・五MHz以上一・五MHz未満(七一八MHzを超えて七四八MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局を除く。)</p>	<p>任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)四八・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)</p> <p>以下の値又は任意の一MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四七・五デシベル低い値。ただし四七〇MHzを超えて七一〇MHz以下の周波数帯においては、任意の六MHzの帯域幅における平均電力が(一)二六・二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)</p> <p>以下の値</p>
<p>一二・五MHz以上(七一八MHzを超えて七四八MHz以下の周波数の電波</p>	<p>九kHz以上一五〇kHz未満の周波数帯においては、任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)</p> <p>以下の値</p>

イ

<p>MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下を除く。)</p>	<p>は、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下の周波数においては(一)五二デシベル。いずれも、一ミリワットを〇デシベルとする。)</p> <p>以下の値</p>
<p>陸上移動局の送信装置</p>	<p>(略)</p>
<p>離調周波数</p>	<p>不要発射の強度の許容値</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>八・五MHz以上一・五MHz未満</p>	<p>任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)四八・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)</p> <p>以下の値又は任意の一MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四七・五デシベル低い値</p>

を使用する陸上  
移動局に限る。）

一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数帯においては、任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（四七〇MHz以上七一〇MHz以下、七七三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下、九四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。）の周波数帯においては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
四七〇MHz以上七一〇MHz以下の周波数帯においては、任意の六MHzの帯域幅における平均電力が（一）二六・二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
七七三MHz以上八〇三MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）六〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
八六〇MHz以上八九〇MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）六〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
九四五MHz以上九六〇MHz以下の周波数帯においては、任意の三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）六〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値
一、〇〇〇MHz以上一・二七五GHz未満（一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz

<p>一二・五 MHz 以上 (八一五 MHz を超え 八九〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。)</p>	
<p>(略)</p>	<p>以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。) の周波数帯においては、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇 デシベル (一ミリワットを〇 デシベルとする。) 以下の値</p> <p>一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 六〇 デシベル (一ミリワットを〇 デシベルとする。) 以下の値</p> <p>一、八四四・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 六〇 デシベル (一ミリワットを〇 デシベルとする。) 以下の値</p> <p>一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 四一 デシベル (一ミリワットを〇 デシベルとする。) 以下の値</p> <p>二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 六〇 デシベル (一ミリワットを〇 デシベルとする。) 以下の値</p>

<p>一二・五 MHz 以上 (八一五 MHz を超え 八九〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。)</p>	
<p>(略)</p>	

<p>一二・五 MHz 以上 (九〇〇 MHz を超え九六〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。)</p>	<p>(略)</p> <p>一、〇〇〇 MHz 以上一二・七五 GHz 未満(一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下、一、八四四・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上二、九一九・六 MHz 以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>(略)</p> <p>二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>	<p>一二・五 MHz 以上 (一、四二七・九 MHz を超え一、五〇・九 MHz 以下又は一、七四九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。)</p>	<p>(略)</p> <p>一、〇〇〇 MHz 以上一二・七五 GHz 未満(一、八四四・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>(略)</p> <p>二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
---	--	---	---

<p>一二・五 MHz 以上 (九〇〇 MHz を超え九六〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。)</p>	<p>(略)</p> <p>一、〇〇〇 MHz 以上一二・七五 GHz 未満(一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下、一、八四四・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上二、九一九・六 MHz 以下及び二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>(略)</p> <p>二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>	<p>一二・五 MHz 以上 (一、四二七・九 MHz を超え一、五〇・九 MHz 以下又は一、七四九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に限る。)</p>	<p>(略)</p> <p>一、〇〇〇 MHz 以上一二・七五 GHz 未満(一、八四四・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下及び二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下を除く。)の周波数帯においては、任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>(略)</p> <p>二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数帯においては、任意の三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が(一)六〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
---	--	---	---

3・4 (略)	陸上移動局	無線局の種類別	隣接チャネル漏えい電力の許容値	<p>注 (略)</p> <p>(3)(2) (略)</p> <p>一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八メガチップ又は毎秒三・六八四メガチップの無線局の送信装置</p> <p>ア 基地局の送信装置</p> <p>イ 陸上移動局の送信装置</p> <p>2 <b>七一八MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの無線局の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次の表に定めるとおりとする。</b></p>
		基地局	<p>離調周波数が五MHzのときの三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は(一)七・二デシベル<b>(七一八MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八九〇MHz以下及び九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては二・八デシベル。いずれも、一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項において同じ。)</b>以下の値であり、かつ、離調周波数が一〇MHzのときの三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四九・二デシベル以上低い値又は(二)七・二デシベル以下の値</p>	

3・4 (同上)	陸上移動局	無線局の種類別	隣接チャネル漏えい電力の許容値	<p>注 (略)</p> <p>(3)(2) (同上)</p> <p>ア (同上)</p> <p>イ (同上)</p> <p>2 <b>八一五MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用し、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの無線局の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次の表に定めるとおりとする。</b></p>
		基地局	<p>離調周波数が五MHzのときの三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は(一)七・二デシベル<b>(八一五MHzを超え八九〇MHz以下及び九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては二・八デシベル。いずれも、一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項において同じ。)</b>以下の値であり、かつ、離調周波数が一〇MHzのときの三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四九・二デシベル以上低い値又は(二)七・二デシベル以下の値</p>	